

いくつか知っているかな？ 生活に関わる隠れたキーワード



○○○○ は、いろんな手段

知っていますか？

目が見えない人がどうやって本を読むか、美術館でどのように作品を楽しむか。音が聞こえない、声が出せない、長い文章が理解できない、そんな人がいるとき、どのようにやり取りしたら良いと思いますか？

例えば、



実は！

意 思 疎 通

は、いろんな手段がある！

○○○ も、言語のひとつ

知っていますか？

日本語、英語、中国語…他にもたくさんの言葉があることを。私たちは会話をするとき、声を出し・相手の声を聞く「音声」を使うでしょう。では、音が聞こえない・聞こえにくい人は、どんな手段を使うと思いますか？

例えば、



手と表情を使った視る言語
“手話”



実は！

手 話

も、言語のひとつ！

○○○マーク と ○○○カード

知っていますか？

場面や状況によって、障害がある人は、援助や配慮が必要なときがあることを。私たちは、街でお店で、どうしたらそれに気付けると思いますか？

例えば、



症状や、
連絡先が
書き込める



実は！

ヘルプ

マークとカードが、目印！



もっと 詳しく!

台東区では…

条例を 制定

手話が言語であることや、障害者等の意思疎通手段への理解普及について、区・区民・事業者それぞれの役割を定めています。

台東区手話言語条例の普及及び
障害者の意思疎通の促進に関する条例 ▶



手話を 学べる

初級・中級・上級・養成、4つのクラス。
講師は健聴者とうろう者の2名1組で、実践的に学べます。
受講生の募集は年1回（2月頃）です。

台東区手話講習会 ▶



事業者の方へ

意識が 大切

事業者には、障害者差別解消法で「義務」とされていることがあります。

そのひとつが、障害に関する理解を深め必要な配慮を行うこと（合理的配慮）です。

言葉は難しいですが、今や日常に溶け込んでいるものもあります。法律としてではなく、必要としている人のことについて意識してみませんか。

事業者にとってのプラスを見つけることにも繋がります。

令和6年4月1日から
「障害者差別解消法」が変わりました ▶



問合せ先

台東区 福祉部 障害福祉課

電話 03 (5246) 1207

FAX 03 (5246) 1179